明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（厚生労働三九〇）　一
〔官庁報告〕
国家試験
第四十回労働安全コンサルタント試験及び労働衛生コンサルタント試験の実施（厚生労働省）　五
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　七
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、東日本高速道路株式会社工事開始関係　四一
地方公共団体
行旅死亡人関係　四二
会社その他
会社決算公告　四三

告示

○厚生労働省告示第三百九十号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十一条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次のように改正する。ただし、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし、そば、その他の穀類、その他のスパイス、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、乳、鶏の卵及びその他の家きんの卵に残留するイソキサフルトールの量の限度、豚の筋肉、豚の脂肪、豚の肝臓、豚の腎臓、豚の食用部分及び乳に残留するイマザピックアンモニウム塩の量の限度並びにきゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実、まくわうり、その他のうり科野菜、えだまめ及びべにばなの種子に残留するエタルフルラリンの量の限度については、告示の日から六月以内に限り、なお従前の例によることができる。

厚生労働大臣　小宮山洋子

平成二十四年六月十四日

第1のAの6の⑴の表のアルドリン及びディルドリン（総和をいう。）の項の次に次のように加える。

イソキサフルトール	
とうもろこし	0.02ppm
その他の豆類	0.03ppm
さとうきび	0.01ppm
牛の筋肉	0.2ppm
豚の筋肉	0.2ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.2ppm
牛の脂肪	0.2ppm
豚の脂肪	0.2ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2ppm
牛の肝臓	0.5ppm
豚の肝臓	0.1ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1ppm
牛の腎臓	0.1ppm
豚の腎臓	0.1ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1ppm
牛の食用部分	0.1ppm
豚の食用部分	0.1ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1ppm
乳	0.02ppm
鶏の筋肉	0.2ppm
その他の家きんの筋肉	0.2ppm
鶏の脂肪	0.2ppm
その他の家きんの脂肪	0.2ppm
鶏の肝臓	0.3ppm